

# ヤングケアラー支援に向けたアンケート調査報告書

---

要保護児童対策地域協議会

令和4年7月

愛媛県保健福祉部

## 目 次

1. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要	
（1）調査目的	1
（2）調査概要	1
2. 学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果	
（1）要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数	1
（2）ヤングケアラーの認識について	1
（3）要保護児童対策地域協議会における登録児童について	4
（4）要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応	5
（5）ヤングケアラーに対する取組みについて	7
（6）ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題	8
（7）ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族の関係機関等に期待すること	10

## 1. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査概要

### (1) 調査項目

令和3年1～2月に国が全国の要保護児童対策地域協議会を対象に実施したアンケート調査項目を基本として調査を実施した。

(参考)

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和3年3月）」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210412\\_7.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf)

### (2) 調査方法

県内全ての要保護児童対策地域協議会調整機関（市町）に対し、Web アンケート方式により回答を依頼した。

◆調査期間：令和3年12月10日～12月28日

◆回収状況：有効回答数 20（対象者数 20 回収率 100.0%）

## 2. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査結果

### (1) 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数

令和2年度の県内の要保護児童対策地域協議会における要保護児童・要支援児童・特定妊婦登録件数のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの登録件数が1件以上ある市町は8市町で、その合計は39件となっている。

図表1 ヤングケアラーと思われる子どもの登録件数

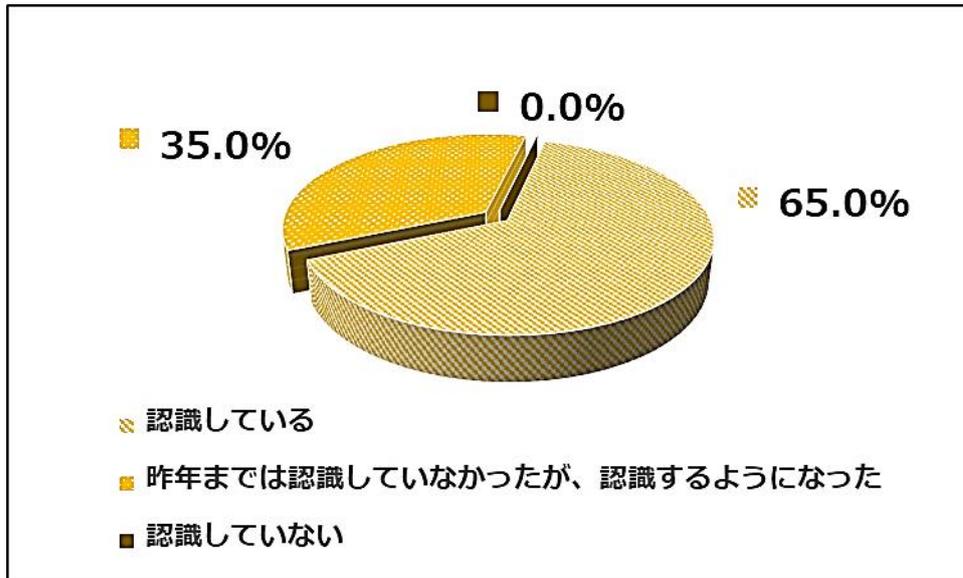
	ヤングケアラーと思われる子どもの登録件数				
	0件	1～5件	6～10件	11件以上	合計
回答市町数	12	5	2	1	20
ヤングケアラーと思われる子どもの登録件数	0件	7件	17件	15件	39件

### (2) ヤングケアラーの認識について

#### ① ヤングケアラーの概念についての認識

「ヤングケアラー」という概念を認識しているか聞いたところ、「認識している」が65.0%、「昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」が35.0%、「認識していない」とする市町はなかった。令和2年度に国が全国調査を実施したこともあり、県内全ての要対協で認知されている。

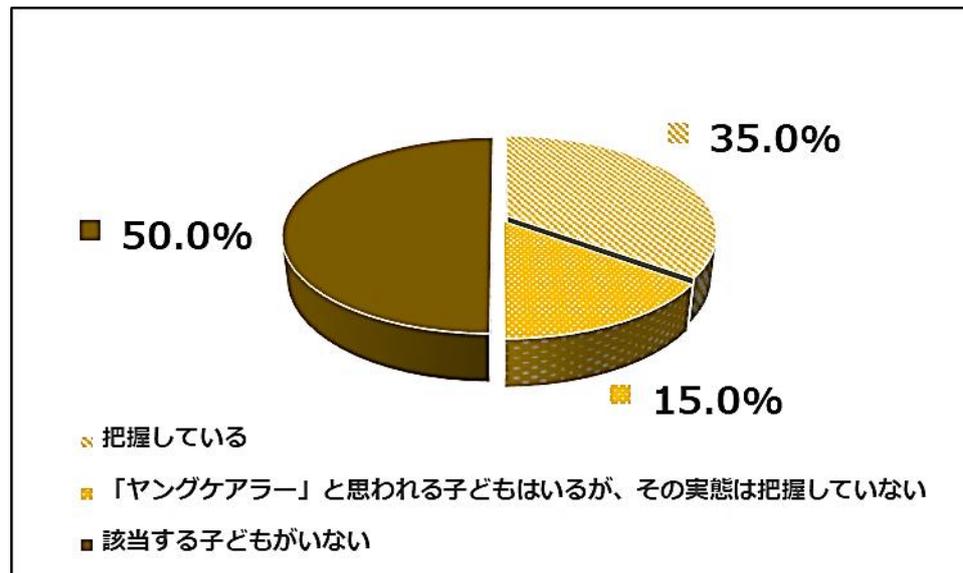
図表2 ヤングケアラーという概念の認識の有無



② ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握の有無

ヤングケアラーという概念を認識している要対協に、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているか聞いたところ、「把握している」が35.0%、「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が15.0%、「該当する子どもがない」が50.0%となっている。

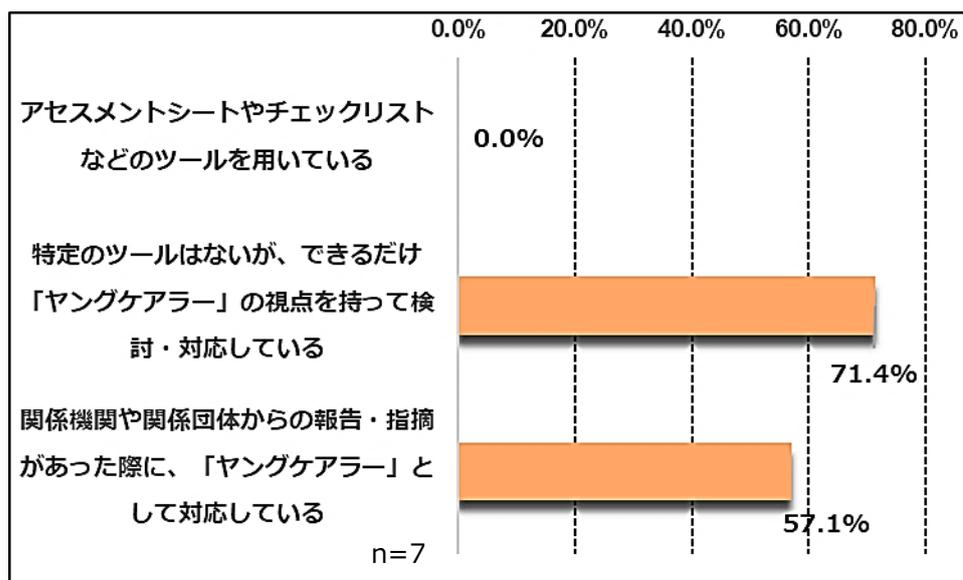
図表3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握



### ③ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法

上記②で「把握している」とした要対協（7市町）に実態把握の方法を聞いたところ、「アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」要対協はなく、「特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」が71.4%、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、ヤングケアラーとして対応している」が57.1%となっている。

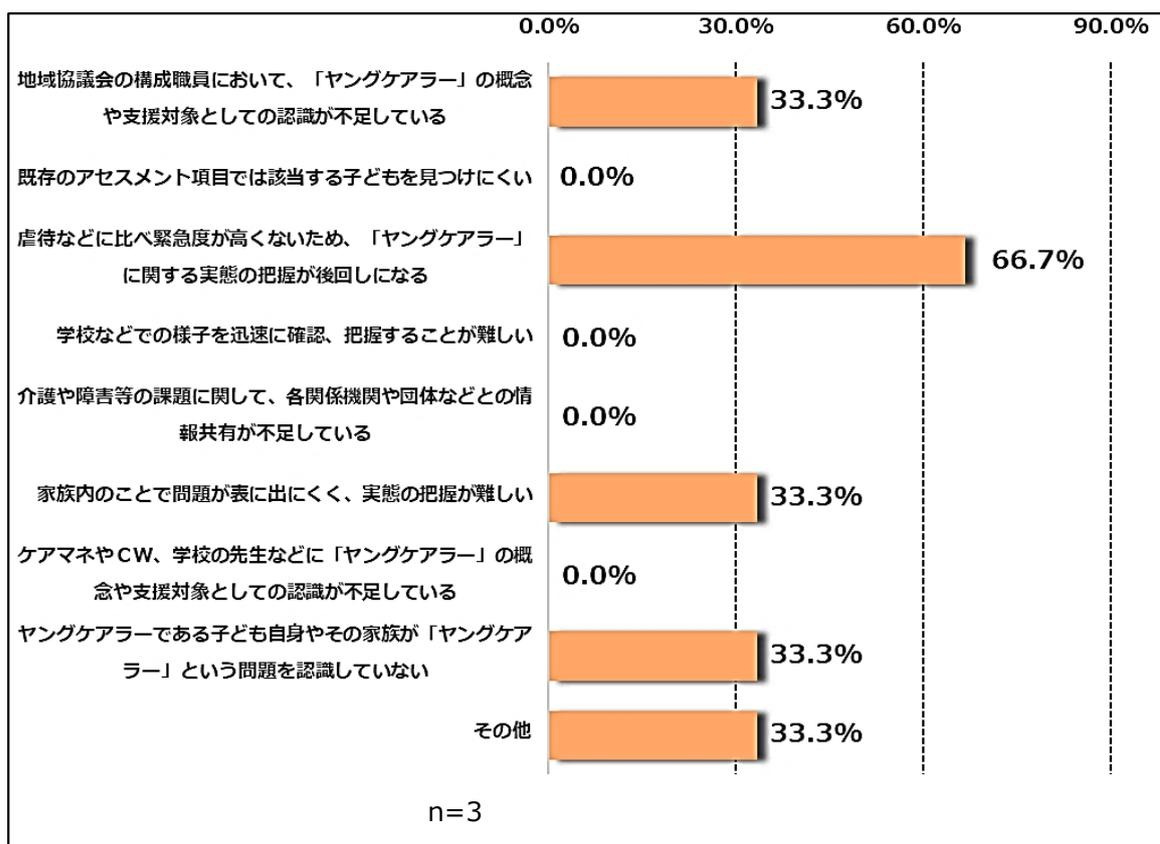
図表4 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握方法（複数回答）



### ④ ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由

上記②で「ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」とした要対協（3市町）にその理由を聞いたところ、「虐待などに比べ緊急度が低いいため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる」が2市町、「地域協議会の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」としたのが各1市町、また、その他として「どこまでがお手伝い等の範囲なのか、ヤングケアラーなのかを見極めることが難しいため」とした意見が1市町あった。

図表5 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由（複数回答）

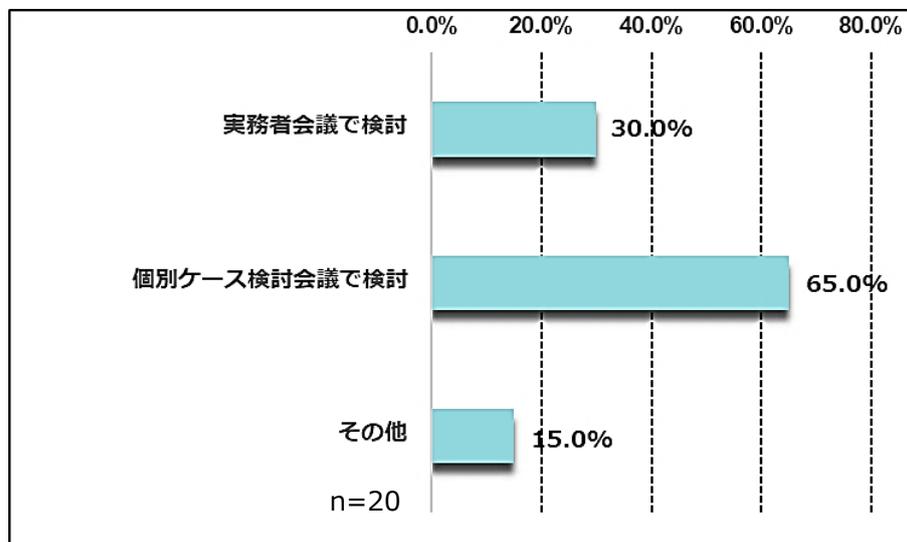


(3) 要保護児童対策地域協議会における登録児童について

① 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場

要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場について聞いたところ、「実務者会議で検討」が30.0%、「個別ケース検討会議」が65.0%、「その他」が15.0%となっている。「その他」として、要対協担当職員会や調整機関担当課内会議などでの検討があった。

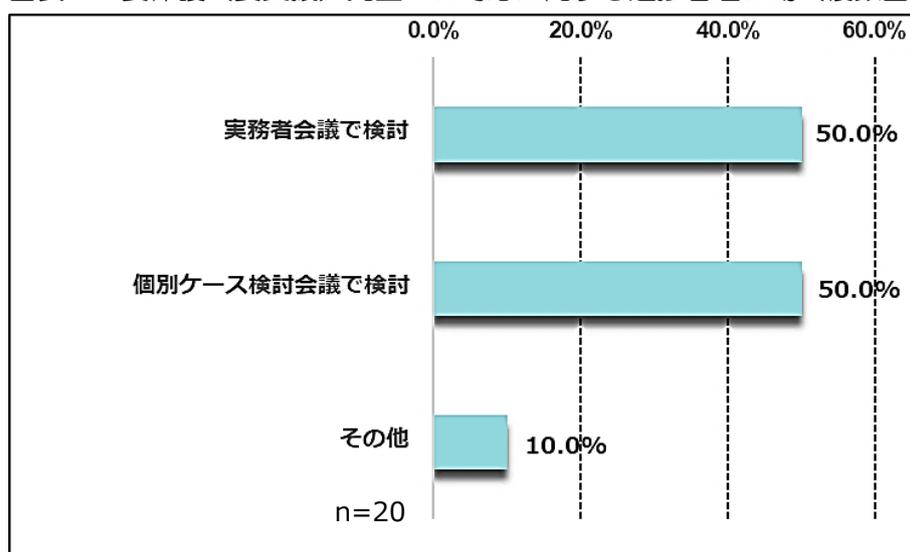
図表6 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場（複数回答）



② 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場

要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場について聞いたところ、実務者会議で検討、「個別ケース検討会議」がそれぞれ 50.0%、「その他」が 10.0%となっている。「その他」として、調整機関担当課内会議などでの進捗管理があった。

図表7 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場（複数回答）

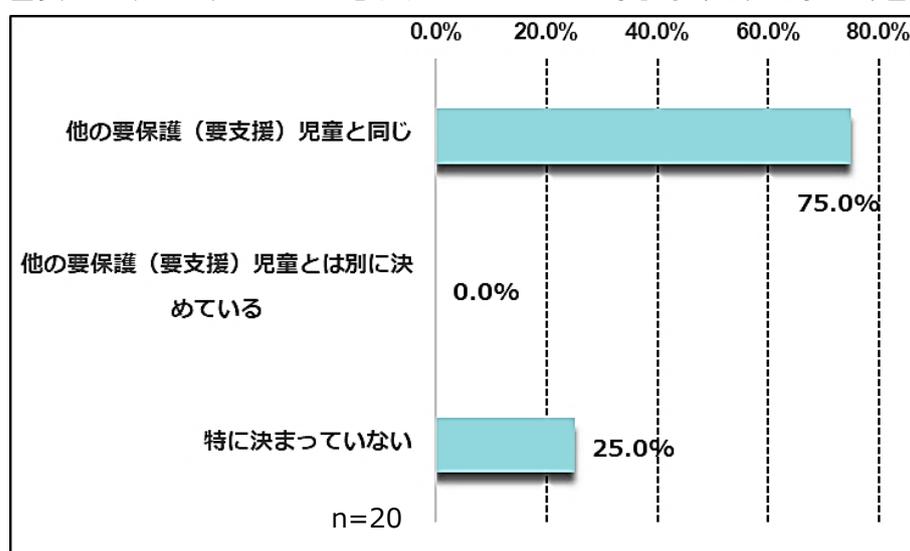


(4) 要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の対応

① ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）

要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応方針を決定する部署（機関）について聞いたところ、「他の要保護（要支援）児童と同じ」が 75.0%、「特に決まっていない」が 25.0%となっており、ヤングケアラーと思われる子どもへの対応を行う部署（機関）を別に決めている要対協はなかった。

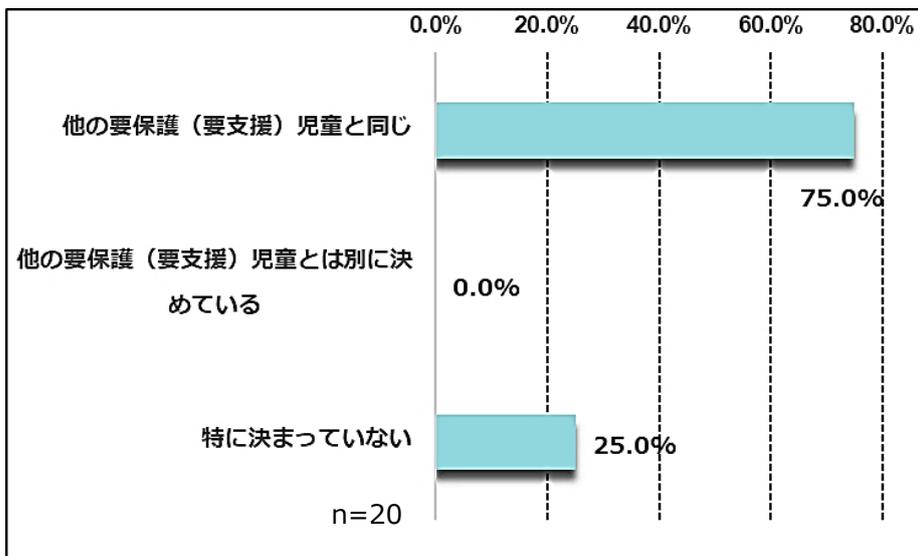
図表8 ヤングケアラーと思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）



② ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）

要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）について聞いたところ、(4) ①と同様に「他の要保護（要支援）児童と同じ」が75.0%、「特に決まっていない」が25.0%となっており、ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）を別に定めている要対協はなかった。

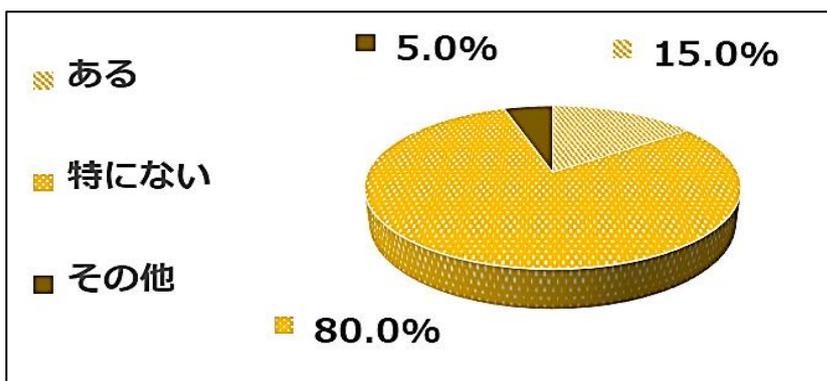
図表 9 ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）



③ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、学校との連携で工夫していることの有無について聞いたところ、「ある」が15.0%、「特にない」が80.0%、「その他」が5.0%となっている。

図表 10 ヤングケアラーと思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）



【学校との連携で工夫していることで挙げられたこと】

- ・毎月1回、教育委員会と顔を合わせて情報共有。
- ・毎月の学校からの定期情報連絡票の送付やケース会議による情報共有。
- ・家族のケアによる不登校児については、学校やSSWと連携して家庭訪問を実施。
- ・家庭相談員が月1回程度学校を訪問し、聞取りや状況確認を実施。

④ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無について聞いたところ、全ての要対協において「特になし」となっている。

※ただし、本調査では回答がなかったが、一部の要対協では、病院のケースカンファレンスに参加し、要支援児童等の情報共有を図っている。

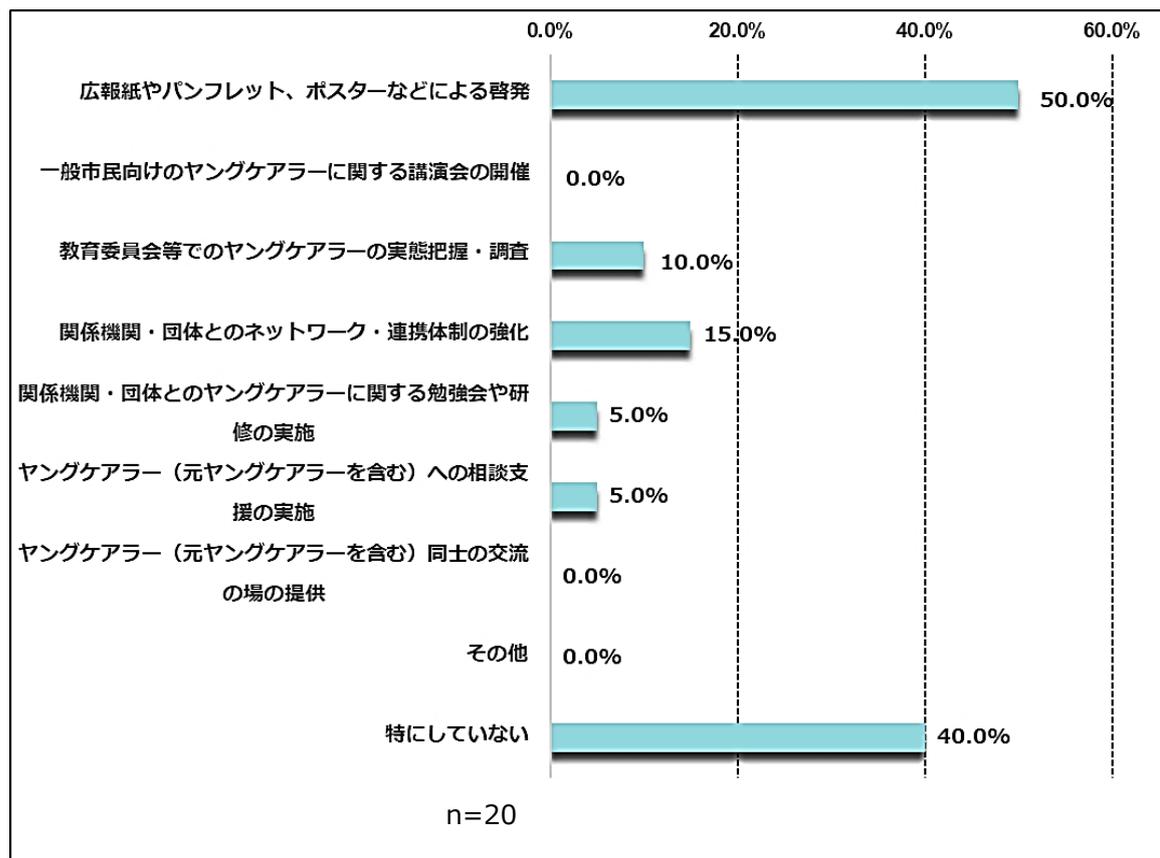
⑤ ヤングケアラーと思われる子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無

要保護（要支援）児童の中にヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、その子どもへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無について聞いたところ、全ての要対協において「特になし」となっている。

(5) ヤングケアラーに対する取組みについて

ヤングケアラーと思われる子どもの有無にかかわらず、要対協を設置している市町で、ヤングケアラーに関する取組みを行っているか聞いたところ、「何らかの取組みをしている」が60.0%、「特になし」が40.0%となっている。

図表 11 ヤングケアラーに対する取組みの実施状況（複数回答）



【具体的な取組みの例】

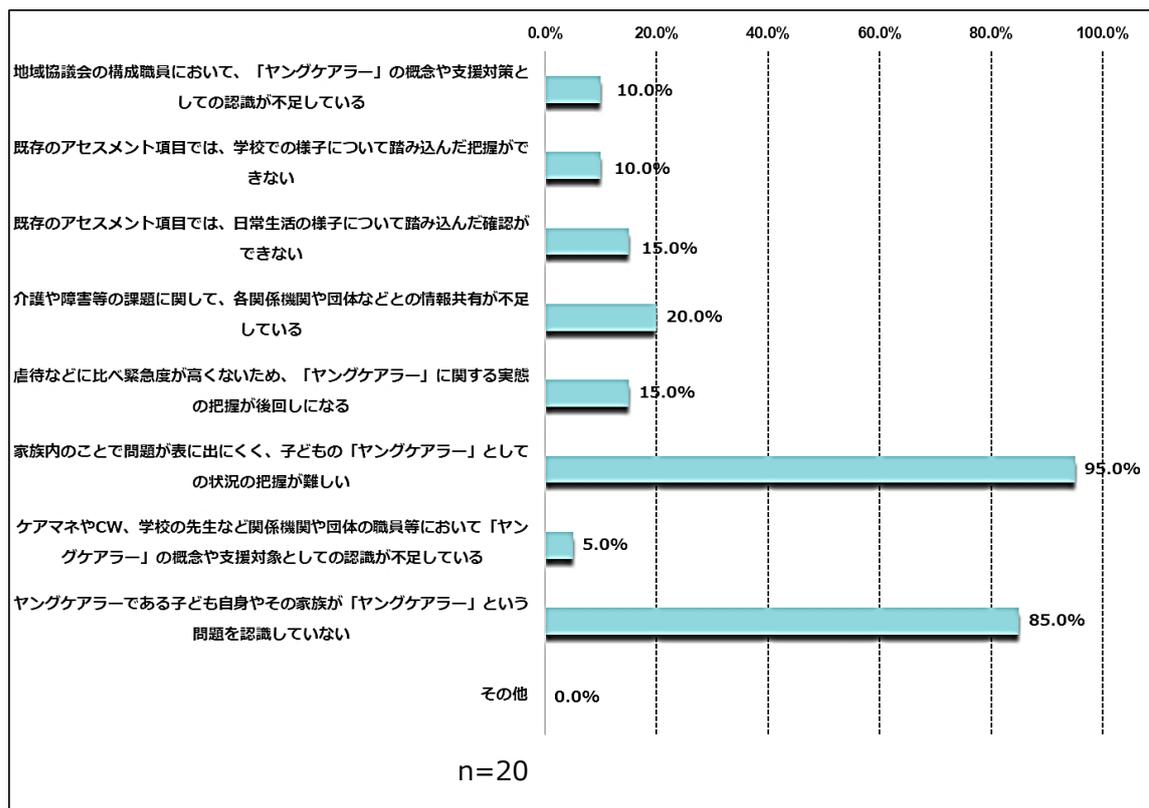
- 教育委員会による各学校へのアンケート調査（教育委員会と子育て支援担当課の共同実施の市町もあり）
- 要対協関係機関向けの研修会を実施し、ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合は調整機関へ連絡するよう周知
- 18歳までの子どもに関する総合相談窓口での相談支援

(6) ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題

① ヤングケアラーである可能性を早期に発見する上での課題

要対協において相談、通告のあった子どもや登録されている子どもがヤングケアラーである可能性を早期に確認する上で、課題に感じることにについて聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい」が95.0%と最も高く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」（85.0%）、「介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などとの情報共有が不足している」（20.0%）などとなっている。

図表 12 ヤングケアラーである可能性を早期に発見する上での課題（複数回答）

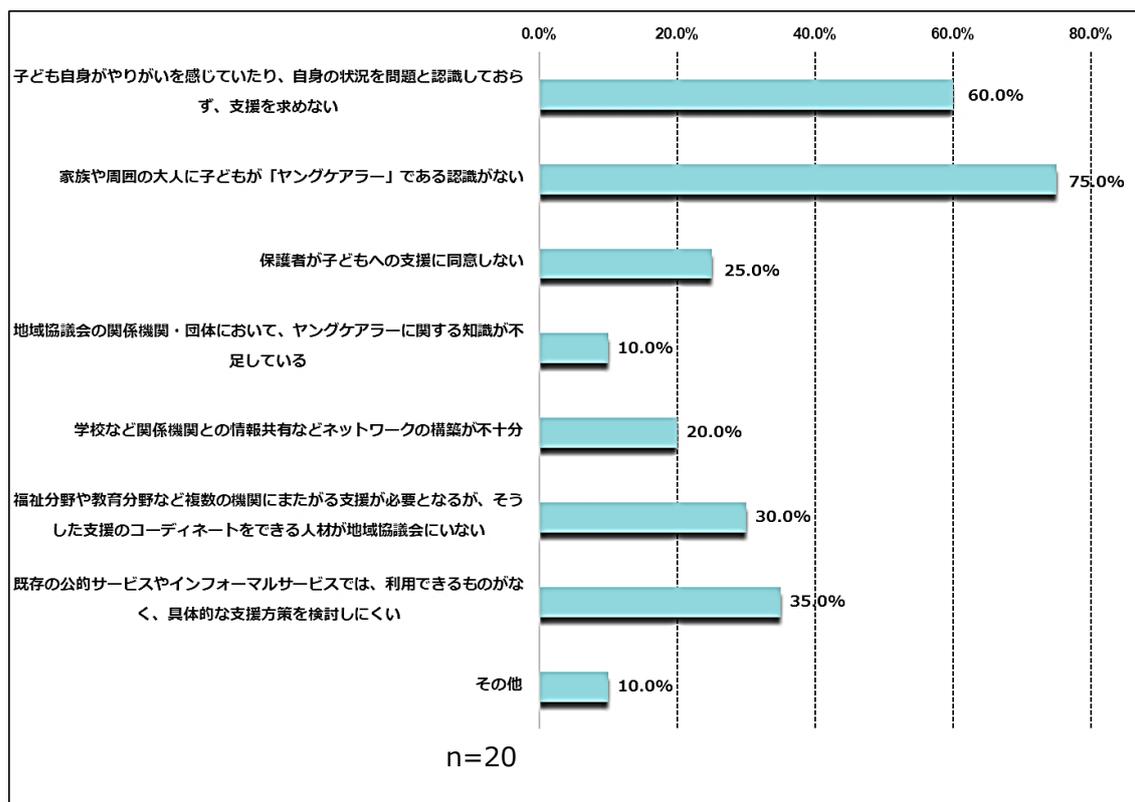


## ② ヤングケアラーと思われる子ども支援する際の課題

要対協において、ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援する際に課題として考えられることについて聞いたところ、「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない」が75.0%と最も高く、次いで「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」(60.0%)、「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方を検討しにくい」(35.0%)などとなっている。

また、「その他」として、「地域の関係者等との連携を行う場合の個人情報の取扱いが分からない」「具体的に何を支援すべきかが分からない」との意見があった。

図表 13 ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題（複数回答）



(7) ヤングケアラーと思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族の関係機関等に期待すること

【学校に対して期待すること】

<早期発見>

- ・ヤングケアラーの視点を持って、子どもの観察や家庭状況の把握を行うこと。
- ・授業などを通じて、子どもや保護者へヤングケアラーについての周知を行うこと。
- ・子どもの相談窓口を教育委員会に設置するなど、声を上げやすい環境づくりを行うこと。
- ・一人ひとりの子どもと向き合い、家庭状況をよく把握すること。
- ・欠席や遅刻、宿題忘れが多い、部活に参加していないなど「ヤングケアラー」につながるサインを見逃さずに対応すること。
- ・家庭訪問等を通して家族の状況を把握すること。
- ・ヤングケアラーであるかどうかを判断する前に、子どもの状況について平時から相談できる関係性を作ること。
- ・子どもの様子（身なり、行動、言動）などを一番把握できる場所であるため、欠席状況や欠席理由の把握など細かな状況確認を行うこと。

<連携>

- ヤングケアラーと思われる児童について要対協へ早期に情報提供を行うこと。
- ケアが必要な家庭に対する支援を要対協と連携して行うこと。

<子どもや家庭への支援>

- 日々の子どもの変化に気付き、早期に発見し適切に関係機関へつなげること。
- 可能な範囲で教職員が子どもの身近な相談相手になること。
- 問題がある家庭と信頼関係を構築すること。

【関係機関等に対して期待すること】

<早期発見>

- 保育所・幼稚園等では、子どもの保護者の様子を見守り、子育てに困難を抱える保護者の理解者であること。
- 保育所・幼稚園等では、速やかな情報共有と通告義務に係る認識を向上させること。
- 保健センターでは、乳幼児健診や育児相談、家庭訪問、家族の診察等の際に「ヤングケアラー」のサインを読み取ること。
- 医療機関では、医療ソーシャルワーカーなどの専門職がケアの担い手について把握すること。

<連携>

- 保健センターでは、各種検診時等に把握された家族の状況について問題があれば情報共有すること。
- 医療機関では、子どもの心身状態を確認し、児童虐待防止医療ネットワークの枠組みも活用して行政へ情報提供すること。
- 医療機関に対しては、精神疾患等の家族に対するアプローチの方法等について情報共有を行うこと。

<子どもや家庭への支援>

- 医療機関では、家庭児童相談員や他の支援機関とのスムーズな関わりができるよう、保護者との信頼関係を構築すること。
- 保健センターでは、保健医療の視点から、保護者に助言できる関係性を保つため、妊娠期から継続して関わる態勢を続けること。
- 子どもを介護力とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について配慮すること。また、必要があれば介護対象者の入院や施設入所の指導・説得を行うこと。
- ケアマネ等においては、高齢者支援として定期的に家庭内に入れる立場であることを踏まえ、家庭全体の状況を把握すること。その上で、家庭内の子どもの立場や生活状況を把握し、必要に応じて情報を提供すること。